

平成三十年十一月二日受領  
答 弁 第 三 号

内閣衆質一九七第三号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出沖縄県知事選挙の結果が政府の辺野古基地建設の方針にあたるものに関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出沖縄県知事選挙の結果が政府の辺野古基地建設の方針にあたるものに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一条の規定は、同法の目的を規定したものであり、その趣旨は、同条に規定されているとおりであると認識している。

二から五までについて

御指摘の沖縄県知事選挙の結果については真摯に受け止めている。

政府としては、住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならぬと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

このため、地元の皆様の御理解を得る努力を続けながら、同飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、引き続き普天間飛行場代替施設建設事業を適切に進めていく考えである。

六について

お尋ねの「従来の枠組」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の菅内閣官房長官の発言は、政府として、沖縄県からの要望も伺いながら、政府・沖縄県協議会等の開催について、同県と調整していきたいとの考えを述べたものである。